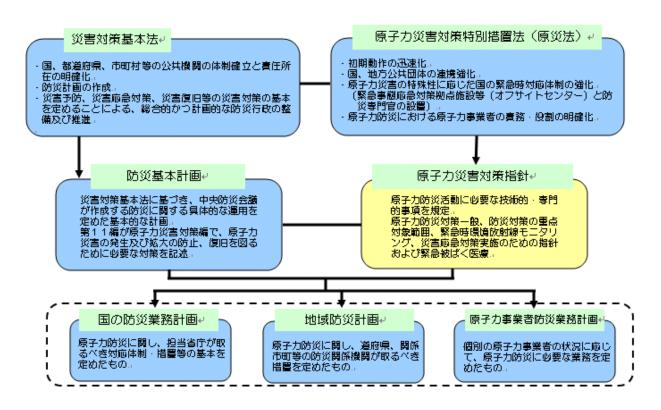
愛媛県地域防災計画修正案について (原子力災害対策編)

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき、知事が会長を務める愛媛県防災会議において作成が義務付けられており、愛媛県の地域に係る国の機関、市町及び公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務の大綱について定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

原子力防災に関する法体系



2 計画修正の背景

国の防災基本計画や伊方発電所原子力事業者防災業務計画が改正されたことなどを受け、本計画を修正するものである。

3 計画修正の概要

今回の地域防災計画の主要な修正事項は、以下のとおりである。

(1) 防災基本計画の修正に対応

①原子力被災者生活支援チームの早期設置

従来、避難区域の住民避難がおおむね終了した後に設置されると規定されていた「原子力被災者生活支援チーム(以下「支援チーム」という。)」について、住民が避難所に到達した時点から被災者生活支援の必要性が生じることを踏まえ、国の原子力災害対策本部設置後、直ちに支援チームを立ち上げるよう修正を行う。

②文言表記の統一 等

- (2) 伊方発電所原子力事業者防災業務計画の修正に対応
- ①緊急時活動レベル (EAL) の一部修正
 - ・「原子炉停止機能の異常」の見直し
 - ・「原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)」の見直し
 - ・「電源供給機能の異常」の見直し
 - 「使用済燃料貯蔵槽に関する異常」の見直し
 - ・「原子炉制御室等に関する異常」の見直し
 - ・火災、爆発その他これらに類する事象の定義を明確化
- ②原子力事業者における損害賠償請求等への対応について

第4章から第3章へ移動させるとともに、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に 対応するため、原子力緊急事態宣言前であっても、必要な体制を整えるものとする。

- (3) 新型コロナウイルス等感染症対策の反映(国ガイドライン+県独自対策)
- ①「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護 措置の実施ガイドライン」(内閣府作成)を踏まえた防護措置の考え方の追加
- ②避難所運営における新型コロナ感染拡大防止のための「対策ガイドライン」(県)の活用
- ③避難所における避難者の感染予防や良好な避難所生活に必要な面積を考慮